
【資料 15】市が提案を期待する付帯事業について

(令和8年8月21日)

1. 市が提案を期待する付帯事業の提案

市は次のような提案を期待する。

- ・地域住民が継続的に利用できるもの
- ・地域団体と連携が図られるもの
- ・新斎苑への理解促進につながるもの
- ・多世代交流が期待できるもの
- ・事業期間を通じて継続性が見込まれるもの

2. 市が提案を期待する付帯事業例

2.1. 新斎苑に対する地域理解の促進に資する事業

(1) 事業の目的

ア 周辺住民・事業所の方々の交流・活動を支援する取組等を通じて、新斎苑を地域に開かれた施設として位置付け、施設に対する理解や親しみの醸成に寄与すること。

(2) 事業例

- ・終活セミナー、終活相談会など、新斎苑の施設特性及び利用者層との親和性が高いイベント
- ・施設見学会、施設概要や火葬に関する正しい知識の普及を目的とした説明会 など

2.2. 地域コミュニティの活性化や地域福祉に資する事業

(1) 事業の目的

- ア 終活、健康、福祉等、住民の生活に密接に関わるテーマを取り上げた講座や相談機会等を提供し、地域住民の生活の質の向上及び福祉の充実に寄与すること。
- イ 地域住民同士の交流の場を創出することにより、地域コミュニティの活性化を図り、周辺地域の持続的な発展に貢献すること。

(2) 事業例

- ・終活、健康、福祉等をテーマとした講座、セミナー、相談会の開催
- ・高齢者や子育て世帯等を対象とした福祉・生活支援に関する情報提供の場の設置 など

3. 想定条件

- ア 主に地域交流室または付加機能ゾーンを使用する。ただし、他の施設スペースの活用を提案する場合は、本体施設の運営に支障がないことを条件に、市と協議の上で決定することができる。
- イ 実施時間は新斎苑の使用時間内を基本とする。ただし、住民ニーズ等に応じて、これと異なる時間設定を提案する場合は、事前に市と協議すること。
- ウ 利用料金等を徴収する場合は、事業者が直接徴収すること。
- エ 周辺住民等が気軽に参加できる仕組みとするなど、公平性・公共性に配慮した運用を図る
-

こと。

- オ 事業の実施にあたっては、新斎苑の本来の機能である火葬・葬送に関する厳粛性を損なわないよう十分配慮すること。

4. 留意事項

- ア 付帯事業は事業者の自主事業とすること。
- イ 本体事業である新斎苑の運営(火葬業務等)に影響を及ぼさないようにすること。
- ウ 利用者から徴収した費用等をもって事業が成立するよう、事業者の責任において収支計画を立てること。
- エ 事業期間中に当該付帯事業の内容を変更し、又は中止する場合は、事前に市と協議すること。
- オ 事業内容及び実施状況について、市が求める場合は報告を行うこと。
- カ 上記に示す事業例は例示であり、これらに限定されるものではない。事業者自らの企画による独自の事業提案を妨げるものではなく、市は、地域課題の解決や施設価値の向上につながる独創的な提案を歓迎する。
- キ 新規性・先進性のある取組や、本格実施に先立ち効果や運営上の課題等を検証する取組など、試行的な性格を有する事業提案や実証実験についても、提案を妨げるものではない。この場合、事業者は、事前に実施目的、実施期間、実施方法及び検証・評価の方法等を明らかにした事業計画を市に提出し、協議のうえ、その承認を得るものとする。なお、実施結果については市に報告するものとし、市及び事業者は、当該結果を踏まえて本格実施や事業内容の見直し等を検討することができるものとする。